

高齢者・障がい者の権利擁護のため、司法ソーシャルワークの促進に取り組む宣言

日本における高齢化の進行が著しいことは論を待たない。日本の将来推計人口（2012年1月推計）によれば、日本の総人口に占める満65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、2060年には約40%に達することが予想されている。また、障がい者についても、統計上国民の約6%が何かしらの障がいを有している。

高齢者・障がい者の巻き込まれるトラブルとしては、消費者トラブルや判断能力の乏しい高齢者の財産を親族がほしいままに費消する事案も散見される。また、福祉による十分な権利擁護が行われない結果、最悪の場合、虐待に至るケースも存在する。

このような被害にあっている高齢者・障がい者は、判断能力の低下や心身の衰えもあって、自ら行政機関や法律家のもとへ赴き、自らが相談して自らの権利を護ることが困難な状況にある。

当連合会を構成する各弁護士会では、高齢者・障がい者のための電話相談や出張相談を実施しているが、高齢者・障がい者の中には、認知症や知的障がい等により自ら弁護士にアクセスすることが困難ないし不可能な人たちもいる。このような問題を解決するためには、その人たちの権利擁護を担う福祉機関等の職員が気軽にかつ日常的に法的課題について相談や助言を求めることができる体制を整備することが必要不可欠である。事実、福祉機関等の職員から具体的なケースについて個別に助言を求められることも少なくない。

高齢者・障がい者に対する法的問題を把握し、高齢者・障がい者に対して適切な支援を行うためには、弁護士が福祉機関等との連携を強化して、出張相談等を通じて弁護士から積極的にアクセスするというアウトリーチの手法により、総合的な生活支援を継続的に行っていく方法、すなわち司法ソーシャルワークが非常に有効である。

徳島弁護士会では、司法ソーシャルワークを取り入れた高齢者障がい者権利擁護支援事業を本年7月1日に開始した。積極的に本事業を活用したいとする市町村が多く、弁護士に対する潜在的なニーズの高さが窺えた。

上記のように、弁護士が行う高齢者・障がい者に対する司法ソーシャルワークへのニーズが高いことを踏まえれば、弁護士が適切に司法ソーシャルワークに携わることのできる仕組みが必要である。その仕組み作りについては、市町村の協力、情報の収集が必要である。また、連携促進が持続的かつ広範に促進されるためには、弁護士だけが司法ソーシャルワークを担うのではなく、市町村や福祉機関・日本司法支援センターと連携して、必要な財政措置が講じられることも含めた高齢者・障がい者への支援体制を抜本的に強化することが必要である。

よって、当連合会は、高齢者・障がい者が地域社会において安心して暮らすこと

ができる権利擁護体制を確立するため、下記のとおり宣言する。

- 1 高齢者・障がい者の弁護士へのアクセス障害を解消するよう、電話相談、出張相談の活性化に積極的に取り組むこと
- 2 自治体、地域包括支援センター・社会福祉協議会などの福祉機関、日本司法支援センター等と密接に連携することにより、必要な財政措置の確保も含めて、司法ソーシャルワークの活動が持続的かつ広範に促進される体制を構築し、高齢者・障がい者への支援体制を抜本的に強化すること

2015(平成27)年11月13日
四国弁護士会連合会